

島田市立総合医療センター Wi-Fi サービス利用規約

(目的)

第1条 当規約は、患者（以下、「利用者」という）の利用を目的に、島田市立総合医療センター（以下、「病院」という）が提供する Wi-Fi サービス（以下、「本サービス」という）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本サービスの利用)

第2条 利用者は下記の条件のもと、本サービスを利用することができる。

- (1) 利用者は当規約に同意しなければ、本サービスを利用してはならない。
- (2) 本サービスを利用した者は、利用を開始した時点で当規約に同意したものとみなす。
- (3) 本サービスの利用料金は、無料とする。利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、当該利用者が費用を負担する。
- (4) 利用者は院内に掲示してある SSID・パスワードを利用してインターネットに接続することができる。
- (5) 利用時間及び利用場所は次のとおりとする。ただし、Wi-Fi を使用した通話は各階のエレベータホールや病室（個室）など他の方の迷惑にならない場所で行うものとする。
 - 外来（本館1～2階、透析センター1階）
【利用時間】午前7時45分～午後7時（但し救急外来は24時間利用可能）
 - 病室（本館4～7階、透析センター2階）
【利用時間】午前8時～午後9時
- (6) 病院は、本サービスに関係する問い合わせや機器等の貸し出し依頼は一切受け付けない。
- (7) 本サービスについて、常に安定した通信環境を保証するものではない。

(禁止事項)

第3条 利用者は、本サービスの利用に際して、下記に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者や病院の著作権もしくはその他の権利を侵害する行為、またはその恐れがある行為
- (2) 第三者や病院の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、またはその恐れがある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の利用者や病院に不利益もしくは損害を与える行為、またはその恐れがある行為
- (4) 他人を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反するもしくはその恐れがある行為、または公序良俗に反する情報を

第三者に提供する行為

- (6) 犯罪的行為、または犯罪的行為に結びつく行為、またはその恐れがある行為
 - (7) 選挙運動、またはこれに類する行為
 - (8) 性風俗、宗教、政治に関する行為
 - (9) プログラム、データ等を不正に改変、破壊する行為
 - (10) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを本サービスを通じて、または関連して使用・提供する行為
 - (11) 特定もしくは不特定多数に大量のメールを送信する行為、または送信を促進する行為
 - (12) 大音量での音楽・動画再生や大量データのダウンロードによる通信回線に負担をかける等、他の利用者・来院者に対して迷惑になる行為
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反もしくは違反する恐れがある行為、または病院が不適切と判断する行為
- 2 利用者が、前項に違反した場合その他利用者の行為により、病院又は第三者に損害が生じた場合、当該損害を全て賠償するものとする。また、その場合には、利用者は、全て自己の責任と負担において解決を行うものとし、病院に迷惑をかけない。

(運用の中止)

第4条 病院は、下記のいずれかに該当するときは、本サービスの運用を予告なく中止する事ができる。

- (1) 本サービスの保守作業又は関連工事を実施するとき
- (2) 本サービスの回線、機器等の障害等やむを得ない事由が生じたとき
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本サービスの運用上、病院が必要と認めるとき

(免責等)

第5条 病院は、本サービスの提供、遅滞、変更、中止または廃止、本サービスを通じて登録、提供または収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのウイルス感染等による被害、データの破損または漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、その責を一切負わない。ただし、病院の故意又は重大な過失によるものは除く。

- 2 病院は、利用者が本サービスを通じて取得する情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等に関するいかなる保証も行わない。
- 3 本サービスへの接続に係る利用者の機器設定については、利用者が行うものとする。この場合において、病院は、接続する機種、OS、ソフト等により本サービスを利用できない場合についても、その責を一切負わない。
- 4 病院は、利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に

生じた紛争等について、その責を一切負わない。

5 病院は本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録する等情報収集を行うことができる。

(利用者資格の中断・取消し)

第6条 利用者が下記の事項に該当する場合、病院は、事前に通知することなく、直ちに該当者の利用者資格を取り消すことができる。

- (1) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
- (2) 当規約に違反した場合又は違反する恐れがあると認められた場合
- (3) その他病院が利用者として不適切と認めた場合

2 利用者が前項により本サービスの利用資格を取り消されたとしても、病院は一切の責任を負わないものとする。

(利用規約の変更)

第7条 病院は、必要があると認めるときは、予告なく当規約を変更できるものとする。規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、令和3年5月2日から施行する。

この規約は、令和3年11月1日から施行する。